

大阪広域水道企業団公告第 6 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定により、大阪広域水道企業団阪南水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年 5 月16日

大阪広域水道企業団企業長職務代理者
大阪広域水道企業団副企業長 松本 要一

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
阪南 第154号	覚野設備工業所 覚野 泰文	泉南郡熊取町野田二丁目 1 番21号	平成31年 4 月 1 日